

17. 03

**出願の変更があったときの
もとの出願についての取扱い**

出願の変更があったときのもとの出願は取り下げたものとみなされる（商標法第11条第5項、同法第12条第3項、同法第65条第3項）、これは変更に係る新たな出願について、その出願日の遡及が認められない場合においても同様とする。

[説明]

出願の変更があったときにもとの出願が取り下げたものとみなされるのは、変更に係る新たな出願の出願日が遡及するからではなく、出願人がもとの出願をあきらめ新たな出願に換える意思表示をしたことの効果であると解し、上記のとおり取り扱うものとする。

（参考 昭和51年（行ウ）第93号 東京地方裁判所判決52. 9. 21
判例工業所有権法（現行法編16）実用新案法2513の6）

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。